



2018/11/26

## 最低賃金引上げと労働生産性

### 生産性の伸びと賃上げ

#### ➤ 近時労働経済動向を踏まえて

#### 一部海外の状況も比較して観る

#### ■ 常態化した人手不足の中、最低賃金等の改定に対応し一層の効率化を急がないと……

・我が国の有効求人倍率、完全失業率、労働生産性など各種の労働経済統計資料に基づく指標が総務省、内閣府、経済産業省、日本銀行その他関係する機関から月次、四半期及び年次で発表されています。

・日本の労働市場においては慢性的な人手不足が続いており、もはや人手不足は臨界点に達しているように見えます。

・生産性の向上が不可欠となっており、各業界で業務の改善が図られているのがはっきりと分ります。

・多くの国々で行われている最低賃金の引き上げ改定は、自国の労働市場への影響のみならず広く海外諸国の労働市場、投資や時の政権の政策や姿勢にも強い影響を与えています。

#### ■ 各国の最低賃金について

・各国の最低賃金については、自国民優先の政権政策、ポピュリズム政策、各国の事情による強権的政策への頼り、それぞれの事情により最低賃金制度は複雑な制度となっている。

・雇用期間、研修期間、連邦単位、州単位、年齢区分別、チップの有無職種、法定業種のみしか定めていない国、国レベルでの定めがなかったりして、一概に比較することはできないが参考までにみてみます。

その中で最近の状況を見ると

■ **東南アジアの新興国**では生産性の伸びを上回る法令で定める最低賃金が高く引き上げられており、外資の投資を鈍らせているといわれています。

労働力が比較的安価であった国の最低賃金も近時、ポピリュズム的な政策により高く押し上げられており、既に現地に進出している海外からの企業は人件費の上昇によるコスト高で撤退を余儀なくされている企業も見受けられます。

・生産性が低いのに人件費コストの上昇は競争を阻害し、海外企業の進出を鈍らせ、戦略の見直しに追い込まれています。

・かつては安価な労働力と言われていた東南アジアで、最低賃金が5年間で3倍近く上がった国、一気に33%も上がった国もあり、業種によっては人件費が原価の8割近くも占め事業閉鎖した例も多数あるようです。

人件費の上昇により、海外進出からわずかな期間で撤退を余儀なくされている企業も見受けられます。

・他方、日用品を輸入に頼っている東南アジアの国では、米国の利上げの影響で通貨安となり輸入品が値上がりしている。国民の不安を解消するため賃上げし労働力の流失を抑える。

賃上げは購買力の向上、市場の拡大をもたらす面もあるが、生産性の向上が低く経済成長率、物価の伸びとかけ離れた賃上げとなるとコスト高を招き企業利益を圧迫し投資意欲を躊躇させるかも知れない。



七尾湾に優雅な曲線を描く能登島大橋 全長 1050m 石川県一長い橋

・米国では連邦最低賃金と州・市・郡レベルで課している最低賃金の高いほうが適用されており、JETROによると2018年1月1日から18州で最低賃金(時給)が引き上げられ最高はワシントン州で11.50ドル、最低はミズーリ州で7.85ドル、市レベルでは最低時給が15ドルを上回ることもあるようだ。又、カリフォルニア州では従業員25人以下10.5ドル、26人以上11ドルとなっており従業員数で異なる。・好調な米国経済を反映し、米国の小売り最大手ウォルマートはこの2月から新規採用社員の時給を11ドルに引き上げた。

Amazon.comは賃金水準の批判を受けて、この11月に時給10ドルを15ドルに引き上げている。資金に余力のある企業だからこそこうした大幅な賃金アップで人材を集めることができる。しかしドイツでは、アマゾンが小売り業者から不当に高額な手数料を求め小売業者の事業を妨害しているとの苦情もあり、ドイツカルテル庁は調査を開始しているという。

・イギリスでは年齢区分が17～16歳、20～18歳、24～21歳、25歳以上の4段階に分けられ2018年4月から4.20～7.83と4区分賃金となっている。2019年4月からは4.35～8.21となっている。

・フランスでは2018年4月から9.88ユーロとなっている。

・韓国では7530ウォン(2019年1月からは8350ウォン)となっている。(以下省略)

---

## ■ 日本における最低賃金

・日本においても毎年、最低賃金額が改定され時間給の高騰が続いています。2018年度は時間当たり26円(16,17年度は25円)と最大の上げ幅となっている。

・政府は慢性的な人手不足対策として外国人材、外国人労働者、技能実習生の受け入れ拡大、高齢者雇用延長などの諸政策を急ぎ国会で論戦中です。

## ■ パート・アルバイト職の時給が高騰し、中小企業の人手不足は常態化・慢性化してきている

・10月の三大都市圏の実平均時給額は最低賃金の改定も反映し前年同月比2.6%増の1047円と過去最高を更新したとの調査機関が発表している。10月の最賃改定と人手不足を反映している。

小売り、外食産業ではパート、アルバイトへの依存が強く時給1000円以上の処遇をしなければ必要な人員の確保は難しくなっている。少子化により65歳以上の従事者、外国人材も多数配置している。

時給上昇傾向は各地で加速しており、効率的に生産性を高めていかなければ時給 1000 円超時代に経営の存続は難しくなる。

そのため企業は人材確保のためのコスト増を迫られている。

商品の検品作業の省略、陳列棚の改善、レジの配置変換、セルフレジの導入、製商品の搬入などをセルフ化したり、改善店舗を増やしたりして業務の効率化を高める努力を続けている。

これからは自動化投資の拡大、省力化により作業時間の短縮や時給水準だけでなく処遇の柔軟な対応なども求められている。

他方、就業者の 2 割を占めるといわれるパート・アルバイトの賃金上昇は所得や生活水準の向上、消費生活へのプラスの側面もある。

---

## ■ 環境変化への対応 ~ 中小企業の置かれた立場

先に挙げた Amazon.com のように最低賃金額を一気に 10 ドルから 15 ドルに引き上げることは周辺の中小同業他社にとっては大きな脅威となる。

同じようなことが日本の各地でも起きている。

卸売り大手、コストコ・ホールセール(会員制倉庫型卸・小売大手)が近隣に出店したため地域の中小小売り業・飲食業・コンビニ店等は経営環境の激変により大きな困惑を隠さない。

コストコは一店舗で 500 人近い大量の人員を雇用し、時給全国一律で 1250 円からの賃金で採用し、定期昇給、福利厚生、正社員への転換制度あり……。そのため近隣のパート、アルバイトの時給賃金も上昇し一気に人手不足の減少を来し売り上げ減に見舞われている。

中堅・中小企業においても労働生産性や業務品質向上のため AI、ロボット、RPA(人が繰り返し行うパソコン操作をロボットがソフトウェアで自動化すること)などの有効活用が注目され段階的に自動化への取り組みが進行中です。

しかし、開発が難しかったりエラーがあったり、不安定要因も多く、失敗し、諦める例も多い。専門業者の指導・協力を受けるほうが良いように思われる。

## ■ 2018 年設備投資動向・「人手不足を背景にした省力化投資」の伸び

18 年度設備投資動向(10 月末の修正計画)では設備投資計画は年初計画から 1.1% 減少するも 17

年度に比べ 15.7% 増と高水準となっている。これはバブルの 90 年度 (16.5%) に次ぐ数値である。

企業の設備投資が高水準な背景には生産性向上に的を絞った省力投資があるといわれる。

テレワーク(在宅勤務制度)、テレビ会議・WEB 会議など多様な勤務形態が既に普及している。

大手企業においては、AI、IoT、ロボット、RPA、5G・・・といった新たなテクノロジーの活用が競争力を決定づける時代となりつつある。先端技術やネット通販などで変わる消費への対応に的を絞った手厚い省力化投資がある。

ここにきて世界経済全体の減速で輸出の鈍化、国内消費の伸び悩みも伝えられているが好調な企業業績により生産性向上に的を絞った省力化への設備投資が目立っている。

(好調な大企業は借入金返済を加速し財務体質の強化と共に人材投資も怠らない。一部メディアの報道によるとこの冬の賞与は史上最高になるとのニュースもある。稼ぐ力の企業間・業種間・規模別等格差の拡大と言うことでしょうか)。



## ■ 人材紹介業務 全国の地銀が中小支援を強化 ~ 金融庁が指針改正案を公表

「融資よりも人を連れてきて欲しい」と言われる地銀の地域担当者が多いという。この 3 月に金融庁の規制が緩和され人材紹介業務が地域金融機関の付随業務として位置づけられた。全国の地銀が人材不足の解消を手助けできるようになった。

10 月には横浜銀行が、11 月には池田泉州銀行が厚労省から職業紹介事業の許可を取得している。これから職業紹介事業に参入を目指す銀行が増えてくるものと思われます。

従来も人材紹介会社との提携により顧客企業を仲介するケースはあったが、事業許可を取得すれば地銀独自に求人・求職の申し込みを受け付けられ人材紹介会社との交渉だけでなく地銀自ら人材の紹介・橋渡しができるようになった。

人材紹介会社のアドバイスを受けたりし、企業が求める人材像に沿って求人票を作成し、企業勤務経験者、専門性のあるキャリアパーソンなどを提携先に紹介する。

顧客企業は従来どおり人材紹介会社に手数料を支払うがその一部を地銀側が受け取るため、顧客の追加費用の負担はない。

長く続いている低金利融資での厳しい経営環境の中、人手不足対策に悩む中小への業務効率化支援への期待は大きく、取り組む地銀の差別化も図られるものと思われます。

(特定社会保険労務士 小山 繁雄)



アクセス **×** **ト** **有楽町線・副都心線** 成増駅 1分 出口4番  
すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口 3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面  
特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F **03-3939-5222**

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =